

重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

要介護状態にある方の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、自立した生活が送れるよう居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画書に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また、要介護者が介護保険施設の入所を希望される場合は、介護保険施設への紹介などの便宜の提供を行うことを目的とします。

(二) 運営方針

利用者が、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことが出来るよう配慮して、生活全般にわたる援助を行います。

事業の運営にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者の意思に基づいたサービス提供を目的とし、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏することがないように公正中立に行います。

地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設、他制度の専門員との連携や、健康管理や重度化防止の観点から医療機関等との連携を行います。

2 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 姉小路
所在地	京都市中京区堀川通姉小路下ル姉東堀川町76
TEL・FAX	TEL 075-257-3880 FAX 075-212-3455
介護保険指定	指定番号 京都市 第2670300447号
サービスを提供する地域	京都市中京区
管理者	熊谷 寿子

3 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
介護支援専門員	4名	0名	4名（うち、1名は兼務）

4 営業日・営業時間

月曜日～土曜日	午前 8：30～午後 5：30
---------	-----------------

（休業日 ；日曜日、1月1日～3日は休業）

休業日及び午後5：30～午前8：30の間は、当直者からの呼び出し体制をとることによって迅速に相談業務を行なうこととします。緊急時の場合も、上記電話番号にご連絡いただければ対応をいたします。

5 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

利用申し込み者から居宅介護支援の利用申し込みがあり次第、利用申し込み者またはその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の重要事項説明の交付と説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることの同意（文書）を得ます。利用者等における状態を把握し、複数の指定居宅サービス事業所等について情報提供を行います。利用者等のサービス選択を受けて、「居宅サービス計画」の原案を作成します。本計画と利用者負担額、位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由（①前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合 ②前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの同一事業所によって提供された割合）について説明し、サービス提供機関との調整、書類のやりとりを行い、実際のサービスの提供が始まります。

居宅サービス計画を策定後、利用者、家族、医療機関やサービス提供事業者との緊密な連携を継続的にを行います。月1回は利用者宅を訪問し、また必要に応じて訪問・電話・文書等により連絡し、利用者、家族に面接してモニタリング（居宅サービス計画の実施状況、サービスの利用状況や生活の状況を把握など）を行います。必要に応じて計画の変更や、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他必要な対応をします。

※テレビ電話装置その他の情報通信機器を利用したモニタリング

【要件】(ア)利用者の同意を得る (イ) サービス担当者会議等で以下 (i)～(iii)について主治医、担当者その他の関係者の同意を得ている (i)利用者の状態が安定している (ii)利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートを含む) (iii)テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により収集する(ウ)2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)以上、利用者宅を訪問する。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネージャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触の面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業者の担当者から情報提供を受けます。

6 利用料（居宅介護支援費については別紙に記載しております）

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて介護報酬告示上の額（別紙を参照下さい）を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、京都市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

7 秘密の保持

- ・事業所職員（退職職員も含む）については、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。但し、緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ・事業所職員は、サービス担当者会議等において、利用者から予め同意を得ない限り利用者の個人情報や、また利用者の家族から予め同意を得ない限り利用者の家族の個人情報を利用しません。

8 サービス提供中の事故発生時の対応について

- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。
- ・事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市へ報告いたします。

9. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の開催
- ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止研修の実施
- ④ 専任担当の配置

11. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ① 感染対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

④ 専任担当者の配置

13. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は利用者等の生命身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 相談・要望・苦情及びサービス内容等の照会は、下記窓口まで

① 苦情受付担当者 居宅介護支援事業所 姉小路 管理者 熊谷 寿子
苦情解決責任者 生活支援総合センター姉小路 施設長 中尾 朱里
電話 075-257-3880

FAX 075-212-3455

受付時間 月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30

② 運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付
第三者委員

小川 栄二 (元立命館大学教授)

藤松 素子 (佛教大学教授) 電話 075-491-2141 (佛教大学)

原田 眞美 (認知症の人と家族の会京都府支部元世話人)

電話 050-5358-6577 (認知症の人と家族の会京都府支部)

③ その他、当事業所以外に各区役所・京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

- ・京都市北区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当
電話 075-432-1366
- ・京都市上京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当
電話 075-441-5106
- ・京都市中京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当
電話 075-812-2566
- ・京都市下京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当
電話 075-371-7228
- ・国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090
- ・北区保健福祉センター障害保健福祉課 電話 075-432-1285
- ・上京区保健福祉センター障害保健福祉課 電話 075-441-5121
- ・中京区保健福祉センター障害保健福祉課 電話 075-812-2594
- ・右京区保健福祉センター障害保健福祉課 電話 075-861-1451
- ・左京区保健福祉センター障害保健福祉課 電話 075-702-1131

15. 第三者評価の実施状況 有

実施した直近の年月日 令和4年12月23日

評価機関 京都市老人福祉協議会

居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。
居宅介護支援事業所 姉小路

説明者 氏名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始及び 法定代理受領が出来なくなった場合の利用料の徴収について同意し、受領しました。

年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代筆者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 (_____)

個人情報に関する同意書

居宅介護支援事業所 姉小路

私、(利用者) _____ と貴事業所との間で、 年 月 日に締結した、居宅介護支援に関する契約書15条の秘密保持に関し、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等に必要範囲において、私及び私の家族の個人情報を使用することに同意いたします。

年 月 日

利用者
氏名 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____

家族
氏名 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____

利用者との関係 ()

家族
氏名 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____

利用者との関係 ()

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者になって、その署名を代筆しました。

署名代筆者
氏名 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____

利用者との関係 ()

居宅介護支援事業所 姉小路 重要事項説明書別紙
(利用料金の説明)

(令和6年4月介護報酬改定に伴う変更について)

令和6年4月1日から提供される居宅介護支援利用費は、下記表の通りで
ただし、法定代理受領につき、利用者負担は発生しません。

【基本単位数】(1月につき)(1単位単価=10,700円)

	要介護1・2	要介護3～5	備考
居宅介護支援費(Ⅰ)	1086単位	1411単位	介護支援専門員一人あたりの取扱件数が40未満である場合または40以上の場合において、40未満の部分について算定。
居宅介護支援費(Ⅱ)	544単位	704単位	介護支援専門員一人あたりの取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定。
居宅介護支援費(Ⅲ)	326単位	422単位	介護支援専門員一人あたりの取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定。

【加算・減算】(1単位単価=10,700円)

初回加算	300単位	新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して居宅介護支援を行った場合に1月につき加算。*注1)
入院時情報連携加算	I 250単位 II 200単位	利用者の入院に際し、医療機関に利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合に加算。1月に1回を限度とする。 (Ⅰ) 250単位(入院日以前又は入院日に、情報提供した場合。ただし営業時間終了後又は営業日以外の日に入院の場合は、入院日の翌日を含む) (Ⅱ) 200単位(入院日の翌日又は翌々日に、情報提供した場合。ただし営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む)
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所するにあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。 ・医療機関等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合は(Ⅰ)イを算定。カンファレンスにより1回受けている場合は(Ⅰ)ロを算定。 ・医療機関等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合は(Ⅱ)イを算定。2回以上の情報提供のうち、1回以上はカンファレンスによる場合は(Ⅱ)ロを算定。 ・医療機関等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合は(Ⅲ)を算定。
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位	
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	

ターミナルケアマネジメント加算	400単位	<p>①在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者または家族の意向を把握した上で死亡日および死亡日前14日以内に2日以上、利用者または家族の同意を得て、居宅を訪問し利用者の心身の状況等を記録し、その記憶を主治医およびケアプランに位置付けたサービス事業所に提供</p> <p>②ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について24時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備</p>
通院時情報連携加算	50単位	<p>利用者が病院又は診療所において医師または歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師または歯科医師から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合には、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。</p>
特定事業所医療介護連携加算	125単位	<p>別に厚生労働省が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき、所定単位数を加算する。</p>
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	<p>病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。</p>
特定事業所加算Ⅱ	421単位	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市においては、指定都市または中核市の市長）に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月に所定単位数を加算する。*注2)</p>

高齢者虐待防止措置未実施減算	－1%単位	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合。
業務継続計画未策定減算	－1%単位	・感染症や非常災害の発生時において業務継続計画(利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画)を策定していない場合。 ・業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合。 *2025.4.1より
同一建物減算	－5%単位	居宅介護支援事業所がある建物と高齢者が暮らす住宅が同一もしくは隣接する施設内にある場合や、同一建物内の利用者を20人以上ケアマネジメントする場合。
運営基準減算	①－50% ②－100%	① 居宅訪問、担当者会議、ケアプラン交付等を怠った場合に減算。*注3) ② 運営基準減算が2ヶ月以上継続した場合。
特定事業所集中減算	－200単位	正当な理由なく、特定の事業所によるサービス提供を居宅サービス計画に位置付けた割合が80%を超えた場合に、全ての利用者に対して減算。

*注1) 初回加算が算定できる場合

- ① 新規に居宅サービス計画を作成した場合。
- ② 要支援認定を受けていた利用者が要介護認定を受けた場合に、居宅サービス計画を作成した場合。
- ③ 要介護状態区分が二区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合。

*注2) 特定事業所加算(Ⅱ)の算定条件

- ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名配置していること。
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的(週に1回程度)に開催すること。
- ③ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- ④ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑤ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ⑥ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障がい者、生活困窮者、難病患者などの支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加。
- ⑦ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑧ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり45名未満であること。
- ⑨ 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。

- と（平成二十八年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）。
- ⑩ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。
 - ⑪ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
 - ⑫ 他法人が運営する居宅介護支援事業所との共同の事例検討会・研修会等を実施していること。
 - ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

*注3) 運営基準減算に該当する場合は、以下の通りです。

(1) 居宅サービス計画の新規及びその変更にあたって

- ① 介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合。
- ② サービス担当者会議の開催等を行っていない場合。
- ③ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合。

(2) サービス担当者会議等を行っていない場合

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合。
- ② 利用者が要介護更新認定を受けた場合。
- ③ 利用者が要介護状態区分の変更認定を受けた場合。

(3) 居宅サービス計画の作成後の、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）にあたって

- ① 介護支援専門員が一月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合。
- ② 介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない場合。

居宅介護支援事業所 姉小路

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	51	%
通所介護	40	%
地域密着型通所介護	13	%
福祉用具貸与	75	%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	(社福)七野会 「聚楽、新大宮」	24.1	%	(社福)京都福祉 サービス協会「朱 雀、小川」	18.4	%	(株)銭形企画 「銭形」	7.8	%
通所介護	(社福)七野会「姉小路、堀川こ ぶしの里、原谷こぶしの里」	38.0	%	京都市社会福祉協議 会「御池、出水」	7.5	%	(株)和心「心桜、 心々」	6.9	%
地域密着型通所介護	(株)pro・ vision「ポシブル 烏丸御池」	28.0	%	(株)東山 「nagomi京都二 条」	12.1	%	祥成合同会社「ら しく」	11.2	%
福祉用具貸与	(株)三笑堂	24.6	%	(株)「ヤマシ タ」	20.5	%	(株)フランス ベッド	18.0	%

令和6年9月～令和7年2月分の集計